

交通事故を起こさせないための運転者教育事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 交通事故を起こさせないための運転者教育事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、香川県公安委員会の指定に係る指定自動車教習所（以下「指定自動車教習所」という。）が行う実車を使用した運転技能等講習を受講して運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者に対して、当該講習の受講に係る費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、その受講促進を図り、もって壮年運転者（25歳から64歳までの運転者をいう。）その他の運転者による交通事故を抑止することを目的とする。

(交付の対象となる講習)

第3条 補助金の交付の対象となる講習（以下「交付対象講習」という。）は、次に掲げる要件を満たす講習であって、別に定める期間内に受講されたものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2に定める運転免許取得者教育の認定を受けたものであること。
- (2) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げる課程の区分のうち、同条第1号、第2号又は第8号に該当するものであること。
- (3) 指定自動車教習所において行われるものであること。

(交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者又はその者の属する法人（県内に本社（本店）、支店、営業所等を有するものに限る。）その他の団体（県内に代表者の住所地があるものに限る。）とする。ただし、補助金の交付の対象となる者が団体である場合には、当該団体が従業員等に対する交通安全教育として交付対象講習を受講させ、当該講習に係る受講料を負担した場合に限る。

- (1) 運転免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること。

(2) 県内に住所地のある者又は主たる勤務地が県内にある者であること。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、受講者1人当たり、交付対象講習の受講料の2分の1又は5千円のいずれか低い金額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、個人の場合にあつては別記様式第1号の補助金交付申請書兼実績報告書（個人用）に、団体の場合にあつては別記様式第2号の補助金交付申請書兼実績報告書（団体用）に、それぞれ関係書類を添えて香川県警察本部長（以下「本部長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、申請者は、交付対象講習を受講した旨の報告を併せて行うものとする。
- 3 一の申請者が行う補助金の申請は、一の年度において1回とする。この場合において、団体の申請に係る受講者は、最大20人までとする。
- 4 申請者は、個人の申請に係る受講者と団体の申請に係る受講者を重複してこれを行うことができない。

(補助金の交付の決定)

第7条 本部長は、前条に規定する交付の申請があつたときは、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 前項の場合において、本部長は、補助金の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、必要な範囲において、申請者に対し、交付対象講習の受講に関する調査の協力を求め、これを行うものとする。
- 3 本部長は、規則第5条の2の規定により補助金の交付の決定をしないこととしたとき、又は前項に規定する調査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(決定の通知)

第8条 本部長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容等を別記様式第3号の補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 本部長は、前条の規定により補助金の交付の決定の内容等を通知したときは、補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。